

ソーシャルメディア運用にかかるガイドライン

- 1 日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター（以下「ブロックセンター」という。）が管理、運用するソーシャルメディアアカウント（以下「公式アカウント」という。）においては、ユーザーからのコメントや写真、動画、リンク、その他のコンテンツ（以下「ユーザーコンテンツ」という。）の投稿は受け付けないこと。
- 2 1にかかわらず、公式アカウントにユーザーコンテンツの投稿があった場合（あるいは、これを受け付けた場合）、以下に該当するユーザーコンテンツに関しては、「日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターソーシャルメディアの運用規程」に基づくソーシャルメディア管理責任者の判断で、予告なく削除する可能性があること。
 - 2-2 以下の各項目の一つでも該当すると判断された行為
 - (1) ブロックセンター（関係企業、団体等を含む。以下同じ）、他の利用者または第三者の、肖像権、著作権または知的財産権の侵害行為。
 - (2) ブロックセンター、他の利用者または第三者の信用、財産またはプライバシー等の侵害行為。
 - (3) ブロックセンター、他の利用者または第三者への、名誉棄損行為または誹謗中傷行為。
 - (4) メールアドレス、住所、電話番号、肖像、日常の行動、その他のプライベート情報等の個人情報を、本人及び関係者の事前の承諾なく、他の利用者や第三者に送付、伝達、開示、複写又は書き込みをする行為。
 - (5) 他の利用者・第三者の著作物を、本人および関係者の事前の承諾なく、他の利用者や第三者に送付、開示、複写、書き込みをする行為。
 - (6) 宗教活動、政治活動、名誉棄損行為、差別行為、脅迫行為、風説の流布又は猥褻行為（不特定多数のものを対象とする場合も含む）。
 - (7) 他人の氏名やアカウント又はアドレスを使ったコンピュータへの侵入行為。
 - (8) 営業行為、人材採用活動、アフィリエイト、営業目的サイトへの誘導、広告バナー、リンク等、自己または第三者の利益を目的とする一切の行為。
 - (9) 本ページないしブロックセンターの運営を妨げる行為、または他の利用者もしくはブロックセンターに不利益を与える行為。
 - (10) 公序良俗に反するものや犯罪行為またはそれらと関連が認められる行為。
 - (11) 法令違反行為またはそれらと関連が認められる行為。
 - (12) 猥褻な映像・音声・図柄・文字等の情報を提供する行為。

2-3 その他、2-1に準ずるものとしてブロックセンターが不適切と判断した行為。